

第2回長野市立地適正化計画改定検討部会 議事録

日時：令和3年5月14日（金）
午後2時

場所：第一庁舎7階
第一・二委員会室

長野市都市整備部都市政策課

第1回 長野市立地適正化計画改定検討部会 次第

日時 令和3年5月14日（金）午後2時

場所 第一庁舎7階 第一・第二委員会室

1 開 会

2 議 事

(1) 長野市立地適正化計画改定における現状報告（その2）

(2) 長野市立地適正化計画改定における見直しの方向性について

3 その他

4 閉 会

長野市立地適正化計画改定検討部会委員

築山秀夫	(長野県立大学グローバルマネジメント学部 教授)	=欠席
豊田政史	(信州大学工学部 准教授)	
酒井美月	(長野工業高等専門学校 准教授)	
川北泰伸	(清泉女学院大学人間学部 講師)	
森本瑛士	(信州大学工学部 助教)	
江守雅美	(長野商工会議所中小企業支援センター長・経営支援部次長)	=欠席
相野律子	(長野県建築士会ながの支部まちづくり委員会副委員長・幹事)	
小池一夫	(長野県宅地建物取引業協会長野支部 副支部長)	

◎説明のための出席者

都市政策課長	桑 原	武 彦
都市政策課長補佐	宮 下	伊 信
都市政策課係長	小 林	竜 太
都市政策課主査	柳 沢	一 欽
都市政策課技師	柳 澤	一 博

◎開会

○司会 定刻になりましたので、ただいまから「長野市都市計画審議会 第2回 長野市立地適正化計画改定検討部会」を開催させていただきます。

委員の皆様にはお忙しいところ、ご出席いただきありがとうございます。

本日、進行を務めます都市政策課の宮下と申します。

よろしくお願いいたします。

なお、江守委員から、本日都合によりご欠席とのご連絡をいただいております。また、川北委員から、都合により遅れて来られるとの連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。

会議に入ります前に、人事異動により事務局である都市政策課の課長が変わりましたので、ごあいさつさせていただきます。

○都市政策課長あいさつ

改めまして、この4月に都市計画課長を拝命致しました桑原でございます。よろしくお願いいたします。

委員の皆様におかれましては大変お忙しい中、この長野市立地適正化計画改定検討部会第2回にご出席をいただきましてありがとうございます。

また本日の2回目、それからあとはもう最初の取りまとめに向けて都市計画審議会も含めて、毎月のような形で、会議を開催するような状況になってございます。

委員の皆様には大変お忙しいところ今日大変恐縮でございますが、お力を賜りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

簡単でございますが、ごあいさつとさせていただきます。

○司会 つづきまして、「長野市立地適正化計画改定支援業務委託」の受託者となりました「株式会社 日建設計総合研究所」様のご紹介をいたします。

「株式会社 日建設計総合研究所」様は公募型プロポーザル方式により選定委員会の審査を経て決定されました。5年前の策定当時にも携わっていただいております。この検討部会において会議等の開催運営支援ということで同席していただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。それでは、本日の資料の確認をさせていただきます。

資料は、過日郵送でお届けしたものと、本日机の上にお配りさせていただいたものがございます。

先に郵送した資料といたしまして、次第、資料1 長野市立地適正化計画改定検討部会の検討内容、資料1－2 長野市立地適正化計画改定における現状報告について（その2）、資料2 長野市立地適正化計画改定における見直しの方向性についてがでございます。

次に、本日お手元にお配りしてあります資料ですが、郵送した資料で内容の一部を修正

したものがございます。事前にご覧いただいているにもかかわらず大変申し訳ありませんが、差し替えをさせていただきたいと思っております。

そして、追加の資料として、資料1-3、資料1-2に掲載している人口密度の図を500mメッシュにしたものがございます。

それぞれご確認くださいまして資料に不足がある方はお申し出ください。

つづいて、マイクの操作についてご説明いたします。

発言される際に、お近くの卓上機器の楕円形の部分を押しいただき、緑色のランプが点灯したことをご確認くださいからご発言をお願いいたします。

ご発言が終わりましたら、再び楕円形の部分を押しいただき、緑色のランプが消灯したことを確認願います。

それではお手元の次第に従いまして進めさせていただきます。

早速議事に入らせていただきますが、議長につきつきましては部会長が会議の議長になるものと定められております。急遽、築山部会長が欠席ということですので、豊田委員が部会長代理ということでお願いしたいと思います。

○部会長代理 部会長代行を務めさせていただきます豊田です。よろしくお願いたします。委員の皆様にはお忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。

議事の進行が円滑に運びますよう、ご協力をお願いいたします。

まず前回同様の最初に議事録署名委員を指名させていただきます。

こちらは、名簿順をお願いしていきますので、本日の議事録については、森本委員と相野委員をお願いします。

それでは議事の方に入りますので、事務局の方から資料の説明をお願いします。

○事務局 議題1に入ります前に資料1をお願いします。

今後の部会での検討内容案を示したものであります。

部会での検討内容は検討状況によって調整は必要な部分もでてくると思いますが、このような流れで進めてまいりたいと考えてございます。

本日は第2回目ということで、前回説明しきれなかった部分を含め、人口動態や災害リスクを含めた現状報告をさせていただき、人口動態の現状や居住誘導区域との関連性、居住誘導区域と各種災害エリアの状況をご説明させていただきます。

議題2では、この現状を踏まえての見直しにおける基本方針や各誘導区域の考え方、目標、基本方針についてご説明させていただきます。

それでは、議題1に入ります。

資料1-2をお願いします。

長野市立地適正化計画改定における現状報告その2ということで、説明させていただきます。

2ページをご覧ください。

居住誘導区域の検討に関わる事項として、DID 地区の人口密度推移になります。この DID 地区の人口推移のグラフは、前回築山部会長の方からご説明していただきましたが、現行計画には平成 22 年までのデータでしたので、平成 27 年のデータを追加したものであります。

平成 22 年と平成 27 年を比べますと、面積と人口は微増しましたが、人口密度は横ばいということであります。

3 ページをご覧ください。

エリア別人口密度図になりますが、令和 2 年 5 月 16 日時点での住民基本台帳データにより作成した人口密度の 1 km メッシュ図になります。また、本日お配りした資料 1 - 3 では、より細かい 500m メッシュ図も用意しましたが、人口減少に伴い人口密度も減少傾向であり、居住誘導区域内であっても 40 人を下回る区域も確認できますので、将来において利便性の維持が課題になる可能性があるという現状であります。

4 ページをご覧ください。

2015 年から 2020 年の 5 年間のエリア別人口増減になりますが、右下の表をご覧くださいますと、市全体では 5 年間で約 9000 人減っておりますが、各区域ごとで見えますと、居住誘導区域内の減少率が低いことが分かります。また、人口が増えているところは、ほぼ居住誘導区域内であるという状況であります。

5 ページをご覧ください。

エリア別の高齢化率になりますが、長野市全体の平均が 29.6%ということで、居住誘導区域内では平均値より低い地域が多いという現状です。

しかし、居住誘導区域外では平均を超えるエリアが多いことから、公共交通などの利便性の維持向上が求められることが想定されます。

6 ページをご覧ください。

次に、居住誘導区域検討に関わるハザード区域ということで、居住誘導区域の見直し検討をするにあたり、法令等によって区域に含まない、もしくは原則として含まないこととされているハザード区域について、本市の状況を示したものが下の表になります。

法律によって含まないこととされている区域では、本市において区域指定はございませんでした。

都市計画運用指針により、原則として含まないこととされている区域ですが、土砂災害特別警戒区域、通称レッドゾーンですが、本市では居住誘導区域から除外しています。地すべり防止区域や急傾斜地崩壊危険区域につきましては、一部含まれています。

7 ページをご覧ください。

都市計画運用指針より、災害リスクや避難体制、防災施設の整備状況等によって判断すべき区域ということですが、土砂災害警戒区域、通称イエローゾーンと浸水想定区域の 2 つについて本市では含まれている区域があります。

8 ページをご覧ください。

居住誘導区域検討に関わるハザード区域ということで、土石流や急傾斜地崩壊等による土砂災害のエリア図となります。

現状では、土砂災害特別警戒区域、通称レッドゾーンは居住誘導区域内に該当しませんが、土砂災害警戒区域、通称イエローゾーンは居住誘導区域内に含まれています。

土砂災害の危険性があるエリアでは、特に土石流において、防災施設の整備状況や、避難体制等によって検討が必要だと考えています。

9 ページをご覧ください。

こちらは、地すべり防止区域と急傾斜地崩壊危険区域図になります。

これらの区域は、都市計画運用指針では、原則として含まないこととされている区域であります。本市では一部居住誘導区域に含まれている状況であります。先ほどと同様に避難体制や対策工事等などの状況から検討が必要だと考えております。

10 ページをご覧ください。

こちらは、豊野地区になりますが、居住誘導区域の一部に地すべり防止区域が含まれている状況です。

11 ページをご覧ください。

次に、浸水想定区域と氾濫流による建物倒壊等区域図となります。こちらの図は、右表に示す6つの河川の想定最大規模図を統合処理したものになります。一部の地域では、氾濫流による建物倒壊等区域が居住誘導区域内に存在する地域もあります。

浸水ランク4では、5m～10mの浸水が想定されていますので、避難所まで距離がある地域などは垂直避難等が必要であると考えられます。

浸水区域については、ランクによって浸水深さが各地域によって異なりはしますが、ほとんどの地域で浸水被害が想定されています。浸水区域と踏まえた居住誘導区域見直しの検討は、発生頻度や避難経路、避難体制、防災施設等の整備状況などを考慮した検討が必要であると考えています。

12 ページをご覧ください

先ほどの図は、想定最大規模の浸水想定区域図であります。令和元年の台風19号災害時の浸水区域はどうだったのか、今回の立地適正化計画の見直しにおける、居住誘導区域の見直し検討の際にも重要な災害履歴となるということで、添付いたしました。

豊野地区では数箇所の入所系老人福祉施設やリハビリセンターが浸水被害を受けています。堤防の破堤もそうですが、千曲川に排水できなかったことによる内水被害も大きかった災害でもありました。

13 ページをご覧ください。

次に、松代地区も主に内水被害ということで、居住誘導区域内での浸水被害がありました。

14 ページをご覧ください。

次は、左側が若穂地区で、右側が篠ノ井地区になります。篠ノ井地区でも居住誘導区域内での内水被害や堤防からの越水被害がありました。

土砂災害区域、浸水区域と居住誘導区域の現状をご説明させていただきましたが、これらの現状と、立地適正化計画の目的、持続可能な都市経営と防災の観点からの都市経営、両方の視点で検討していかなければならないというように考えています。

15 ページをご覧ください。

こちらは、居住誘導区域を検討するうえでの参考資料として、前回の部会で土地利用の動向についてご説明させていただきましたが、こちらの方がエリア別になっていますので、よりわかりやすいと思いますが、5年間での新築件数の1Kmメッシュ図になりますが、右下の表に数値と区域割合が記載されていますが、長野市全体の8割が居住誘導区域内での新築となっています。この件数は戸数ではなく、棟数となっています。

16 ページをご覧ください。

こちらも参考といたしまして、エリア別の空き家件数の1Kmメッシュ図になりますが、空き家率は市街化区域内で2.3%、市全体で6.7%ということで、全国平均より低い水準となっています。

この場合の空き家とは、あくまで棟としてカウントしていきまして、例えば、賃貸住宅であれば全室空室である場合に1棟ということでカウントされています。ですので、共同住宅や賃貸住宅などの空室を含めるともう少し空き家率が上がるのではと思います。

17 ページをご覧ください。

こちらも、参考ということで6階以上の建物の立地状況図になります。都市計画区域及び居住誘導区域において、共同住宅全体に占める6階以上の棟数割合は1.4%となっています。

戸数でいきますと、長野県平均は7.7%であります。本市では11.3%ということで、若干高い値となっています。

以上で、議題1の説明を終わります。

続きまして、議題2の長野市立地適正化計画改定における見直しの方向性についてご説明させていただきます。資料2をお願いします。

ここでは、立地適正化計画の基本的な考え方や基本方針について、先ほどの議題1での社会情勢の変化、災害エリアを踏まえまして立地適正化計画の改定方針ということでご説明させていただきます。

2 ページをご覧ください。

前回の部会でも、立地適正化計画の位置付けについてご説明させていただきましたが、改めて立地適正化計画の大元である、都市計画マスタープランと立地適正化計画の構造と関係性をご説明させていただき、それぞれの計画の役割分担、関係性を再認識したいと思います。

下の図は、それぞれの計画の主要素を示したものでありますが、都市計画マスタープランは、長野市全体の都市づくり理念や目標、目指す都市構造や、土地利用、道路、交通などの

整備方針、また、それぞれの地域ごとの街づくり方針を示したものが、マスタープランであります。立地適正化計画は、マスタープランの目標、理念に基づいた街づくりを実現化するための方策であり、コンパクトな街づくりを進めるうえで居住や都市機能の誘導集積を図るという目的で、マスタープランの方針に基づいた計画であるということであり、目指す方向性は同じということであります。

また、目標年次では、マスタープランは20年、立地適正化計画は10年であり、マスタープランの中間目標や改定と連動していることから、同時進行していく計画であります。

3ページをご覧ください。

立地適正化計画の改定方針になりますが、マスタープランの方向性は変わらないことから、立地適正化計画も現行計画の基本的な考え方を踏襲し、社会情勢等の変化に対応するための改定を行うということになります。

下の図の左側は、目標の達成状況の結果から見えたもの、ということで居住誘導区域内の人口密度の減少や、市民満足度は向上しているとは言えないこと、コロナ禍での公共交通の利用低下が懸念される結果となりました。また、その下の新たな社会変化や潮流等では、コロナ禍による都市生活の変化や、自然災害の増加という結果となりました。

このことから、改定方針としまして、居住誘導区域の見直しと評価指標、成果指標の見直しが必要なこと。

それから、都市機能や防災の面から、拠点の強化や機能の充実を図ることが必要であるということになります。以上のことを改定の方針としまして、立地適正化計画の基本方針に反映したいと考えています。

4ページをご覧ください。

先ほどの改定方針を踏まえ、改定における立地適正化計画の基本的な考え方、立地適正化計画の目標部分についてご説明します。

立地適正化計画の基本方針を設定するにあたり、基本方針の考え方がこの図になります。

新たに加えたい項目が赤字となっています。図の左側がマスタープランの目標でありまして、目標1「誰もが住みやすく移動しやすいコンパクトな街」に対して、立地適正化計画での考え方は右側の赤字で記載してあります、各種の災害ハザードに対するリスク回避・低減と、都市構造・街づくりの観点から、誘導区域等の見直しと防災施策、防災指針を併せて策定し、安心・安全でコンパクトで暮らしやすい街づくりを目指す、を追加したいと考えています。

目標2「都市の資産を上手に使い再生する」につきましては、都市機能や公共交通と連携しつつ、既存道路等各種ストックを活用し、居住区域における避難路や避難地及び避難施設等の充実を図る、ということを追加したいと考えています。

次のページにまいりまして、目標3「自然・歴史・文化などの地域特性を活かした長野らしい特色ある地域づくりを図る」につきましては、身近な拠点の形成・充実による街づくり

と防災の取組みを強く連携させ、地域や集落におけるコミュニティの共助等により、地域の実情に即した避難計画等や地域の担い手づくりに繋がる仕組みの創出を図る。を追加したいということであります。

立地適正化計画の基本的な考え方は、マスタープランの目標に沿い、どのような考え方で実現していくのか、ということに記載する部分ですが、今回の立地適正化計画見直しにおいては、新たに防災の観点を追加したいということになります。

次のページをご覧ください。

この図は、前回の部会でも長野市が目指す都市構造のイメージ図として紹介させていただきましたが、この図に今回の見直しにおいて追加する防災指針のイメージを加えたものであります。目指す都市構造イメージは変わりませんが、新たに防災の観点を加えたものとして、改訂版の立地適正化計画に記載したいと思っております。

次のページをご覧ください。

立地適正化計画の基本的考え方を基にしまして、目標を具体的にするための基本方針（改定案）であります。

人口密度の維持を図る居住誘導区域の設定には、赤字部分の人口の変化や都市機能の集積状況と災害リスクを踏まえた区域設定をするということを加えました。

都市機能誘導区域の設定に関しましては、マスタープランで設定している各拠点を立て地適正化計画では都市機能誘導区域として設定している経過から、基本方針は変わりません。

続きまして、方針に新たに加える部分としまして、災害に対して安全安心に暮らせる方策の策定ということで、防災指針の作成に関することになりますが、災害リスクを踏まえて将来においても持続可能な区域を検討し、防災減災に資する各種方策として防災指針を作成するという部分を追加したいと考えています。

最後に、ネットワークの部分になりますが基本的な方針は変わりませんが、前回施策達成状況の報告の際に、バスロケーションシステムは導入されたということで報告させていただきました。施策は完了しているため基本方針から言葉を削除したいと考えております。

以上、見直しの方向性について説明を終わります。

○部会長代理 ご説明ありがとうございました。

ただいまの事務局からの一通りの説明につきましてご意見、ご質問等がございましたら、挙手をして発言をお願いします。

○委員 説明ありがとうございました。基本方針の見直しのところでは、どこを重視したいのかがよく分かりました。そこで質問です。誘導区域を今回の見直しで変更したい。それを防災の観点を重視して、社会情勢と防災の観点からかけたいというのはすごい分かるのですが、防災施策と防災指針を合わせて策定するというのは、これは立地適正化計画の見

直しの中で策定するということですか。この部会で作るのでしょうか。それとも他での施策とリンクするということでしょうか。

あと、長野市には長野市の防災の計画があって、その計画と被ったりしないのか、どのように棲み分けるのか、どのように作り方等考えているのかをお願いします。

○事務局 お答えします。こちらで計画するのは防災指針というものの策定になりまして、他の課ですとか、地区等でいろいろ計画してるものを踏まえて、それはそれで策定しますので、重複するわけではなくて、それを踏まえてこちらの方で防災指針を作るということになります。

○委員 だとすると、あくまでも立地適正化計画の視点から防災指針を作るっていうことだと思うんですけど、そのイメージがしにくいと言いますか、明らかに今回の見直しは、新たに加わる部分という感じなので、これまでの立地適正化計画を読んでも、全く情報としてないものだと思うので、新たに関わるっていうものだと思うんです。

例えばこれまでの計画だと計画があってそれに対応する施策ってというような順番がありますよね。こういうような施策によって、それを誘導するとかそういうのがあると思うのですが、指針を入れて指針がこうなのでとなると、この計画の中での施策だったり方策としての計画ってというのは、どんな形でその防災に関して表現されるのかというのが、イメージが沸きにくい。これからの委員会の中で話をしていく部分なのかもしれないですけど、例えばストックの利用とか、空き家だったりとかそういう部分も、資産を上手に使ってストックも防災に関連したところで利用していくって部分を追加しようとかいうのは、すごく分かりやすいんですが、この方策の部分は、当然指針を作るからそれに沿った形で、それが施策としてリンクしていくというようなイメージなのか。

指針という言葉も、それが何をどう定義されている部分なのかが、現状では分かりにくいという感じがしています。

これは区域の見直し、この指針に沿って見直すというイメージになるのか、それともそこは別々独立でやっていく形になるのか、イメージされていることを伝えていただけるとありがたいです。

○事務局 この防災指針、こういう形で防災指針を作りなさいということが固まってきたのが、実は3月か4月に国の方から情報が来まして、私どもの方でも少し悩んでるところがありまして、誘導施策をかけてきたところに防災指針、いわゆる他の防災施策などから集めて、都市機能誘導区域や居住誘導区域であったり、そういうところに関連して、ここの地域とか地区とかに関係するようなところをいろいろ挙げて、ここのラインが危険ですよ、じゃどういような対策がされますかとなります。またそれをもって、ここはこういう対策を持っていけば住んでもいいラインなのか、それとも、対策も非常に厳しいので、ここはあまり居住を誘導しないエリアにしようかというような判断の材料にする部分かなと思っています。

まずは元からある都市機能誘導区域や居住誘導区域を決めたその考え方をベースにして、そこに対して、防災の観点を入れて、その部分が危ないのか、危なくないのか、街の作りからすると非常に住みやすく良いのだけれども、こういう体質がありますよってというようなことをオープンしていく部分のアイテムの一つというイメージを持っています。

指針の作り込みや作り方については、これからまたこの部会の中で検討していただければと思っているところです。

○委員 イメージが何となく、理解できました。

○部会長代理 私の方から今の件について質問なんですけれども、防災の観点はこれまでは一切入ってなかったってように考えていいのでしょうか。

○事務局 一切入っていなかったというわけではなくて、先ほど現状の説明のそこにもございましたけれども、レッドゾーンとか、そういった部分については前回の計画策定時には入れないようにということで除いています。

元々の市街化区域を決定する時に、浸水とか災害のある程度予測される場所は除くというようになっておりましたので、基本的に市街化区域と設定したところは、当時あまり災害が大きくはないと考えておりました。

用途地域によっては、多少災害があってもということで、基本的に居住系のものはあまり災害リスクの高いところは設定していないという時代がありましたので、それをある程度前提にはしているんですけれども、長野市の場合は山間地を抱えていて、居住系のものが急傾斜のあるようなところに用途があったりとかする部分もございます。

そういうものを今回、防災指針を作る中で、居住誘導に向いているか、向いていないのかということについてもある程度判断して、情報を公開できる形にできればというように考えています。

○部会長代理 土砂災害の警戒区域とか、そういうことは、少しは考慮していたという感じでしょうか。

○事務局 レッドゾーンは考慮して設定しています。しかし、今回国の方からもイエローゾーンも考慮しなさいということで、レベルを下げてきたというのか、上げてきたというのか、そういうことで検討する要素が増えていきますので、今回大幅に見ていかなきゃいけない部分があるということになります。

○部会長代理 水害の方はそんなになかったということでしょうか。

○事務局 水害の方は、以前まではレベル1で見えていましたが、今のレベル2とか千年単位とか、以前はあまり考慮されてなかったということです。そこまで厳しく見ていなかった部分があります。

○部会長代理 わかりました。事務局の方では7月以降に何か、防災についての話があると考えているのでしょうか。防災の考え方とか、居住誘導区域、都市機能誘導区域の見直しというところについて。

○事務局 資料1にある防災の考え方というところ、7月あたりに出していきたいと思っていますので、それで防災のあり方を見ながら、今の居住誘導区域であって都市機能誘導区域の範囲を、こういうリスクがあるっていうところを見ていただいて、そこでまた、区域をどう見直していくのかっていうのを、皆さんにお示ししながら、計画の策定を進めていきたいと考えてます。

○部会長代理 ほかに質疑、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

○委員 2点ほど伺いたいですけど、1点目は、今の関連して、土砂災害のレッドゾーンを考慮していたということなんですけど、現状として、この地すべり防止区域や、急傾斜地崩壊危険区域などは一部含めているということですけども、なぜこれを設定していたのかっていうこと、または、外すことができなかつたのかっていうところの理由について教えていただきたいというのが1点目です。

2点目としましては、今回マスタープランの方は改定せず、5年後に改訂予定だということですのでよろしいでしょうかってのが2点目になります。

○事務局 まず最初にマスタープランの改定の時期は、資料2の見直しの方針のところの下にございますように、マスタープランの改定時期と言いますか、目標年次がまだ長いので、今回の立地適正化計画の改定時にはマスタープランの改定は行わずに、5年後に変える、改定するという予定になっております。

もう一つの災害のリスクのところ、地すべり指定とか、その部分の区域を外していなかつた部分が少しあるということです。

こちらにつきましては、当時の区域検討の中で、基本的に災害の対策がしっかりされているということを確認しておりました。特に、安茂里地区とか、上松地区ですとか、あと豊野地区に関しましても、所管が違う農業系もありますが、地すべり対策工事が行われている所ということで、エリアに入っているのですが、ある程度安全が確保されていて、なおかつ、元々の地域が昔から居住されてる地域でもあったので、災害の履歴が少ないということで残しているというように考えております。

○委員 では、具体的に今回人口の減少とか、災害を踏まえて、この居住誘導区域を狭めていきたいってことだと思うのですが、具体的にはどの辺を今考えてるのかってのがあれば教えていただきたいと思います。

○事務局 具体的な場所がどこということはまだ決めてるわけではないんですけども、災害リスクついて検討して、特に今回防災指針が出される中で、国の方からも注視されているのは浸水想定区域になります。

こちらの方については、見ていただいたようにそのエリア、非常に広くて、このエリアを除くとなると、長野市は住む場所がなくなってしまうような範囲ですので、そうではなくて、当然その浸水深さがあるんですけども、浸水被害があっても、その避難できる状況が確保

されているですとか、また今後整備される見込みがある、といったところを考慮して、除いていくかどうかということを検討します。

ですので、可能性として、全くエリア変わらずということも考えられると言いますか、浸水区域を必ず除くということで考えているということではございません。

○部会長代理 他にご意見ございますでしょうか。

○委員 災害が想定されるとして、住民の反対とか諸々あって、除くことができないというような状況があるんじゃないかと心配していて、その辺はどのように考えてらっしゃるのかなってということ、それから、明らかに危ない、浸水をするってということが分かったとして、そういうところに例えば避難ができるようなものを積極的に作って、居住の誘導をする地域のままにするのか、それともそういうものは作る方針ではないので、移転なり、何か違う方法で居住誘導から外しますよという話になるのか、その点は、どんな感じに思っただけなのか教えて下さい。

○事務局 現段階で考えているのが、防災指針の中身ですね、先ほど相野委員がおっしゃっていたような避難をさせるようなものを作って、避難させるのかみたいなものもあるんですけども、長野市の浸水エリアの状況を見ていただきますと、かなりの部分が浸水エリアに含まれています。資料1-2の11ページ、居住誘導区域検討に関わるハザード区域の③浸水想定区域と建物倒壊等があります。こちら見ていただきますと、0.5m～3mの辺りまで入れますと、長野市ほとんど浸水エリアということになってきます。

ましてピンク色で塗られている部分が、5mから10m、オレンジの部分が、3mから5m、この辺りも、かなり居住誘導区域内に食い込んでいます。ただ、市街地の成り立ちとして、例えば篠ノ井地区や松代地区などを見ていただきますと、浸水エリアということではあるんですが、かなり都市機能が集積しております。

こういったところは、ソフト対策、例えば横への移動が厳しいときには縦の移動ということも検討いたしますけれども、どこへの移動でどの程度安全が確保できるのか、そういった部分も、防災指針の中で、考慮しながら記載していきます。

そういった活動も実際に地元の方でできないのであれば、そういった、横移動の避難とか、縦移動の避難っていうのは、あまり検討できないのでそういった地区につきましては居住に向かないというような検討を、これからしていくというように考えております。

このあたりの検討は、非常に難しいところで、次回以降で区域の設定とか、防災の考え方について詰めていきたいというように考えております。

あともう一つ、そういった対応をしていく中で、住民が、そうは言っても私たちはここに住み続けたいということであれば、我々とすればその区域、居住誘導区域から外れたからといって住んではいけないというわけでもないで、安全性が確保できるという意味の周知といいますか、そういった部分がありますので、ここの部分についても今後、防災の考え方とか、区域の見直しを検討する中でどの程度までっていうところを、これから考えていきたい

というように考えていますので、今日のところはまだはっきりとしたお答えができないかなと思っております。

回答になっていないかもしれませんが、今のところそのくらいの雰囲気と考えています。

○部会長代理 その他ご意見、ご質問ございましたらお願いします。

○委員 先ほど防災指針を作るっていうのと、その趣旨に沿った形で、区域の見直しをするっていう話でご説明いただいたんですけども、指針と同時に施策の方も新しい計画の中には記載されるという認識でいいのか、指針を作るだけではなくて、その指針に沿った施策が計画見直しのための指針ではなく、また別の施策としても書き込まれるというイメージでしょうか。

○事務局 施策の部分につきましても、この計画始めてから約5年経つわけですけども、実際に施策ができたものもありますし、まだできていないものでございます。

今回の防災指針の観点ですと、元々の計画に対して、少し考え方を修正しなければならない部分が出てきますので、その場合に施策の変更等が必要になる部分があるというように考えています。

○委員 先ほど説明の中に一つ気になった所がありまして、資料2の5ページの、立地適正化計画の基本的な考え方で、赤字の部分を追加するという部分ですが、コミュニティーの共助で防災の部分に対応するということですが、これまでの立地適正化計画、構想によって、人の誘導を図るみたいな都市政策的なところと大分話というか、今までと毛色が違うものになるのではないかなというのを聞いていて思いました。

これも、拠点の形成ということであれば、確かにそのイメージに近いのかなと思うのですが、これを実際やるときの施策として書き込む場合は、特にその防災指針、それに関連した施策という形でないとこの赤字の部分の書き込みとか、具体的な施策の実施のための方策が書き込むことができなくなるのかなっていうのと、じゃあ、それを書いたときに、都市機能誘導区域とかであれば、構造物をこういったものを配置するとか、交通網の整備をこの程度するっていうものと大分毛色も違うものになるイメージなんですけれども、これに対しても、対応できる算段、判断というか、どのような予想を立てているのでしょうか。

○事務局 どちらかと言えば、酒井委員さんがイメージされてることと似ているのかと思うのですが、都市機能誘導区域とか、居住誘導区域の元々の考え方がありますが、それが防災災害に対する対応としての考え方に向かないものを設定してる場合は、あると思います。

そういったもののジャッジというような形であったり、新たにその防災とか、減災のために必要な施設として、都市機能誘導区域に配置するものとして、マッチングが良いものがあればその施策に入れられるのではということは検討して、入れるか入れないかというところでは、まだ考えておりませんが、実際にそういった防災の観点で設置をしなければ、先ほど相野委員さんの方からもご意見がありましたけども、そういうものを検討した場合、

その区域は安全が図られるので居住ができるとか、そういった考え方も出てきますし、そのあたりは、これからの検討で変わってくると思います。あくまでも防災指針とか、ソフト系の話が多いので、ここをどうしたからそこに人が集まるとか、そういうものではなく、どちらかというとそのリスクの部分を下げるためのものだと考えています。

○委員 つまり、例えばL2に変えられたからといって、こちら側で元々設定していたエリアを変えることはできないってようになるわけじゃないですか。でも、L2地図を対象にして、浸水想定区域がこうなってるから、じゃあ区域の見直しもしなさいよっていうことを言われたとしても、それをすぐにできるわけではないし、そもそも長野市はそのエリアに人が住んでいるという状況は変わらないので、だとすれば線を変えないで、その中の安全度を高めるといふか、リスクを低減させるために指針を作って、その中の状態の方を変えていくといふか、例えば避難所がきちんと整備されているっていうのが都市機能としてもベースのところであるっていうのが、指針としてあればそれができるっていうイメージなのでしょうか。

○事務局 避難所っていういろいろな語弊がありますが、例えばそれと関連した事業の施設が、防災の機能が少しアップしてるとか、アップさせられるとか、そういうことであれば、そのような考え方もありだなと思います。

○委員 立地適正化計画の施策で、効果の判定指標っていうのがあると思うんですけども、マスタープランから実施する形で設定されていて、今度新しくその防災指針とかに関係したものがそれに関係して作る施策というの、何か指標を設定しなければいけないのか、追加するのでしょうか。

○事務局 防災で特出しして、指標つくれっていうことについての確認は取れていないのですが、前回の部会でも、指標については効果が分かりにくいというようなところもありますので、指標についてはまだいろいろと検討していきたいなと考えています。

ただ、基本的に前回決めた指標を変えてしまうと継続性がないので、こういった観点があるので、指標を追加するっていうことも一つの考え方であると思っております。

○委員 イメージとしては例えば防災指針であったり、安全な街によりなるっていう、リスク低減ができたことで、もともとあった指標の値が良くなるっていうことが起これば、一番ありがたいっていうことですよね。

○事務局 そうなります。

○部会長代理 他にありませんでしょうか。

○委員 私は、仕事柄不動産の取引情報という観点で今回のことも考えなければならぬという立場ですが、いわゆる浸水想定区域のようなエリア内の不動産取引が今後どういう状況になってくるのかなっていうことが頭にあって、住めないわけではなくて、当然取引もできるんだけど、そういった部分で説明はしていかなければならなくなって、なおかつその指針であったり計画であったりっていう、そういう場所にいらっしやって、買われる

方の避難の仕方だとか、そこまで突っ込んだ形で、説明していかなきゃならないのかなというのを感じております。これから多分出てくるであろうそういった指針ですとか、計画の仕方ですとか、都市のあり方ですとか、そういったものを、こういった形で伝えるのがよいのか、そんなところが気になりました。

○事務局 今後、こういったリスクとか出た場合の考え方について、どんどんご意見をいただければと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○委員 資料2の4ページ目標2の部分、都市の資産を上手に使い再生するという部分で、赤字で追加したいというところで、避難ということを念頭に書かれていると思うんですが、避難するってすごく遠くまで行くわけではないので、居住してるところの側の道路であるとか、避難施設を拡充させるっていう意味でしょうか。

○事務局 通常の避難の場所であれば、別の部署の方で対策とか取られてるようなものが多いですが、今回資料で示している浸水想定最大規模のような浸水災害が起きた場合は、かなりの距離を移動したり、避難したり、災害の対応もしなければならぬという部分があります。

もちろん通常の生活道路等の改善というのは、もちろんしていく中で、例えば都市計画道路とかをうまく使って逃げる、避難していくようなルートをうまく示していくとか、そういった対応になるのかなと思っております。

特にそういったことで避難路、避難できる方向、避難できる場所をお示しすることができれば、この辺りは何分ぐらいで避難できるとか、そういうような示し方が防災指針の中でできるかなと思っております。

どちらかという、細かいことというよりは、大枠で大きく設けるようなことを想定してるのではないかなというように考えています。

○委員 都市機能、公共交通と連携するってことややはり大きい避難、大きい移動などを考えて、必要なものを充実しますよっていうことでしょうか。

要はその近所の避難先の公民館を充実させるというよりは、もっと大きな広域で受け入れるような避難場所、例えばその大きい地震があったときに、それぞれの避難所の拡充をするんじゃないくて、もっと大きいところの、大規模な災害に備えた施設とか道路とかっていうものを拡充していくっていうことでしょうか。

○事務局 どちらかという、その拡充ではなくてそういったネットワークをうまく使って避難させる方法とか、そういったイメージになります。

あまり今の段階で、拡充とか、どこの避難施設の拡充というようなことを考えてるわけではなくて、今回の防災で避難所とか避難路とか、そういう経路を考える中で、この地区で大規模な災害が起きても、こういうルートが使えて逃げられるとか、こういうルートのネットワークをうまく使うと、災害時などの支援も通じて出来るのではないかとすることを想定していて、元々ある都市のインフラを使うという意味合いだと思っております。

○委員 公共交通と連携ってことは公共交通が動いてるっていう前提ってことですよね。動いてる前提の時に避難、自分の足とか、自家用車で皆さんが逃げる時があるから、公共交通、都市機能や交通局と連携するっていうイメージなのではないでしょうか。

○事務局 今回の表現、文言については検討させてください。わかりにくいのと、実際に災害の時に公共交通が動いているのかって言えばそれはそうですよねっていう話になりますし、表現の仕方というか、書き方が誤解されがちな表現だと思います。検討させてください。

○部会長代理 ありがとうございます。他にご意見、ご質問ございましたらお願いします。

○委員 単純な質問で、今回その防災の話題というか、防災の観点を盛り込むというところで、行政の防災とか危機管理のセクションというか、あると思いますが、その部署との、役割分担とか連携とか整合性ってどんな感じなのではないでしょうか。

○事務局 お答えします。防災に関しては、危機管理防災課がごさいます。そういったところでも、当然、防災計画がごさいます。そういった計画と、連携をとりまして、向こうの方でこういう計画があるので、我々とするこの地域は、どの程度安全度といえますか、そういったものは判断できるということで、居住誘導区域をどう判断するかということに結びつけたいと考えています。

○委員 逃げる話ですとか、そこの地区のリスク程度が低い、高いとかあって、それなりのリスクが高くて、こういうふうに逃げる段取りをみんなやられてたら、多少許容できる部分とかあると思うんですけども、そうすると、危機管理のソフトの部分の前提が終わる感じだと、こっちの計画はこうなるし、Bっていう前提だと、こうなるみたいな相互作用があるような気がして、そういうのってどのように考えたら良いのかなと思ったんですが。

○事務局 危機管理の方で考えている程度といえますか、いろんな対策に関して、このくらいやったらこうなるという、ある程度の線引と言いますか、その判断基準というものがまだ今持ってないので、それをこれから担当課と相談して、考えていきたいと思っています。

○委員 多分その具体的な行動面での条件というか、例えば地震であったら、震度いくつだったらこうしようとか、実際動く時の基準を作るっていう話のレベルがあると思うのですが、部署をまたいで調整したりする時は、そもそもの方向性みたいなのをすり合わせると言いますか、例えばお金にそんなに余裕がある状態ではないので、できるだけソフトでの対策というか、事前準備みたいなのを手厚くする方法で、トータルでの被害を小さくしようという方向性で、それぞれの担当課での役割を整理して考えていくと、うまくいくのかなという印象です。

○事務局 防災関係の考え方については、次回の方で示していくようになるかと思いますが、委員さんがおっしゃるような例えば、地域に防災組織がどんなレベルで出来ているかということによって、ここはある程度安心できる団体とか地区だなんていうような考え方も、

今回のその防災の考え方に入れると、かなり分かりやすさが出てくるかなと思いましたが、またいろいろと検討させていただきたいと思います。

○委員 事務局の方にメールで質問させていただいて、住民との方の関わりっていうのはどんな感じなのかなっていうのを教えていただきまして、パブコメとか、説明会とかあるということですが、立地適正化計画を考えたり、中身をどうしようか考えたりする時に、危機管理とか、防災とか、その地域の住民の人たちの意識がどんな感じなのかっていうことで、結果と言いますか、成果とか、かなり影響力があったり左右される部分なのではと考えると、この計画を作ったり修正する時に携われるかもしれませんし、計画ができた後、住民に理解が浸透する段階もあるだろうし、どういう関わり方を理想としてやっていけば良いのか、今までは、やったりやってなかったりかもしれませんが、これからこうあるべきなんじゃないかとか、そういうのをどのように考えたら良いのかなと思うのですが、事務局はどのように考えていらっしゃいますか。

○事務局 先日、事務局にメールでご質問いただいていた部分なんですけれども、前はマスタープランの改定と立地適正化計画の策定ということで、マスタープランも変わる部分がありましたので、その部分でも個別に住民説明会に入る考え方ではなくて、住民の団体、長野市で言えば、住民自治協議会ですが、住自協の役員さんとか、運営主体となるような住民組織をお願いをして、マスタープランでこうなっていて、地域全体のことを考えるとこんなイメージですっていうお話をさせていただいています。

やはり個別にこの家がどうかっていう話ではないので、大きな枠である程度地域全体を見ていただいている方に、説明をしてご意見をいただくのが良いかなと思ひまして前回やりました。

長野市の場合は、同じマスタープランを作るにしても、地域ごとの課題は違いますので、すごく参考になる意見をいただきました。今後はこの立地適正化計画を進めていく中で、今考えているのは基本的にはコロナ禍でなかなか地元へに入って行きにくい状況でもあるので、基本的な考え方とか、基本的なその方針についてはパブコメの方で意見をいただいて考えていきたいと思っています。

今後、居住誘導区域がかなり変わるとか、都市機能誘導区域にかなり影響があるという地域については、大きい枠で説明しないと方針が定まらないというか、意見が固まっていけないので、そういった地区についても、基本的には住民自治協議会の方に全体見た中で、この地域は、危ないですかとか、そういった意識ありますかとか、防災の組織があって、地すべりの事例とか、がけ崩れ、そういったことに関して、地域としての意識はどんな感じですかっていうような形で聞いて、最終的に決めていければなということで今のところ、考えています。

○委員 計画に対しての住民の声の反映の仕方はそういう方向が一つ考えられますが、

一方でこの計画はアクションプラン、具体的なマスタープランを具現化する計画だっている性格を考えると、作った計画がきちんと動くように、現実が動くようにすることも大切なかなと思いますし、例えば公共施設マネジメントの取組みですと、皆に考えてもらえないとならないので、どうやって興味を持ってもらえるのか、かなり悩みながら取組みしていました。

防災の部分もそうですが、人口が減ったとしても、魅力のある街をどうしていったらいいのか、多くの人の気持ちが繋がったりしていかないと難しい部分なのかなと思います。

この作った計画が実を伴うような取組みを、あとにするのか同時であるのか、何か工夫がひと手間必要なのか、そのへんの考え方教えていただければと思います。

○事務局 今お話いただいたような公共施設マネジメントの関係ですと、公共施設の統廃合をどうして行こうかという、割と施設を利用される方の直接的な利益になるので、意見がまとまりやすいというか、この施設の方向性を決めましようとなるのですが、土地利用となると、個々の住んでる方ですとか、土地を持っている方、そういう形になるので、方向性というよりも自分の家どうしようという話になりやすく、意見がまとまりにくいので、もうちょっと大きな枠で、この地区全体を見たときにどうしようっていう話になります。

確かに委員さんおっしゃるような形で、ワークショップでこの地区どうしようっていうのもやり方の一つとしてあるんですけども、今のこの立地適正化計画では、どちらかというところとそういったその個別の事業であって、個々のまちづくりであったり、立地適正化計画とかマスタープランより規模の小さな計画の方で考え方をまとめていただいて、こちらの大枠の方針と整合も図るような形でやっていけばいいのかなと考えております。

ワークショップとなりますと、労力と時間に見合った成果、まとまり方がどうなるのかなってところがあるので、今の段階ではその他いろいろな計画の中を集めて、統合というかバランスを取って組み立てていくというのが都市計画マスタープランなのかなと考えています。

○部会長代理 他にご意見、ご質問ございますか。

○委員 計画の中で、ネットワークを使うというか、活かすという発想があると思いますが、電車やバスのように目に見えるようなネットワークと、概念的なネットワークを役割分担してとか、こういう時はこっちで助けようとか、そういうのがあると思っていたんですが、どっちかというところ、概念的なネットワークの役割とか、そこに期待するものとか、それなりに大きいような気もするのですが、でもそれってどのようにしたら、ちゃんとネットワークがネットワークとして機能するのか、どういう条件を整えば、計画で理想とするようなネットワークを生かしたまちづくりになるのか、何かそういうヒントのようなものがあれば教えていただきたい。

○事務協 概念的なネットワークということですが、都市計画マスタープランに掲載しているのはまさに概念的ラインで、公共交通だけではなくて、人の流れの大きさを示していたり、繋がりの強さを示しているものになります。

まさにその概念的なネットワークを繋ぐものの一部の役割として、公共交通っていうものがあるかと思います。人の流れがある程度見込めるので公共交通も成り立つと。

でも、そういった考え方で今まではやってこれたんですが、コロナの影響で、おそらく10年ぐらいが一瞬のうちに進んで、10年とか20年先の状況が一瞬で生み出されたと感じています。

そうすると公共交通、今までの考え方の公共交通、成り立たないところっていうのも当然出てきますので、交通政策とかそういった部署で計画を策定していますが、長野市もスマートシティを宣言して、最先端の技術を使って交通需要であったり、需要解析とかであったり、よく言われるのがスマートモビリティとかそういった形で、今までの公共交通プラス何かとか、自家用車も、電動化とか自動化していった場合に、実際持つ人がどれだけいるのか、シェアカーが増えるのか、タクシーみたいに配車して走るだけになるのか、これからすごくあると思います。

ただ、概念的な繋がりも強く意識しながら、計画を策定していければなと思っていますので、まちのつくり方があって、モビリティのシステムは、たまたま今自動車が当てはまっていますけれど、いろんな時代によってかなり変わってきますので、これからまた多様なコミュニティのシステムが生まれてくるのではないかと考えています。

○委員 例え、ネットワークが機能するためには民間企業との協力が一つ大切なのかなと思うと、どんな協力とか、賛同とか、どんな力添えがあると、より機能しそうな感じになるのでしょうか。

○事務局 公共交通についてですと、現状でもだいぶ弱っていて、市からも税金を投入しないと急激な変化に対応しきれなかったりということもありますが、無くなると困る人も多いので、できるだけ持続することが必要で、民間企業も頑張っていますので、そういったところが非常に、長野市としては助かってるというように思います。

今後は、新しいシステムをどんな形で導入できていくかということが課題で、バス会社、鉄道、タクシーとか運送の方から、事業所さんがどのように繋がっていただいて、スムーズに繋がっていけるようなシステムを構築していただけることを、民間事業者さんにやっていただければよろしいところではないかと思っています。

○部会長代理 他にご意見ご質問ありますでしょうか。

○委員 災害リスクのある箇所での防災指針の策定というのが、資料2の6ページにあります。地震であったり、水害などは、イメージしやすいのですが、このところ、他の県とかで、旧市街地のような所の古くからの木造家屋が集積しているようなところで、大規模火災があったりという事例が結構あると思うのですが、その辺をピンポイントで何か更に追加するような予定はありますでしょうか。

○事務局 そういった密集市街地での、古い家屋の被害は、聞いてはおりますけれども、率直に言いますとそこまで考えていないのが実情です。

先ほどお話したように、災害に対する対策等を考えるところ、これから連携をしていきますので、最近の動向を確認しながら、もし盛り込めるようであれば、盛り込んでいきたいと思いますが、担当する課とのそういった話がこれからですので、よく調整して、進めていきたいと思っております。

○事務局 補足といいますか、これまでのご質問等に関連してきますけれども、防災指針等については、地域ごとにハザードの種類が違いますので、地域ごとの課題がそれぞれ異なっています。

その課題等を整理する中で、それに対する取り組みを、個々に考えていくということになり、立地適正化計画のエリアの中で、新たな施策をやるかというよりは、むしろ既存の政策の中で、どのように連携していくか、また地域の中については危機管理防災課の方でやっております防災計画だったり、それに関連する施策と連携していくというような形になろうかと思っておりますので、その地域ごとで判断する中で、これは補う、これは推進していくんだと、地域ごとでこういう取り組みを進めていくんだと、そのような表現になってくると考えていまして、関係課とも調整をしながらやっていくという形になろうかと思っております。

○委員 資料2の6ページの図のところ、箇所での防災指針を策定をするっていうのが、この地域に対して作るというイメージよりは、私は長野市全体の市街化区域とか、都市計画区域とかそういう全体の中で災害リスクの種類に応じて防災指針を作って、そのリスクに対応する箇所がこの防災指針に基づいた施策の対象になるというイメージだったんですけど、そちら側ではなく、どちらかという、場所に対して指針を作るっていう感じになるのでしょうか。

例えば、長野とか北長野、篠ノ井とか松代のように設定しているそれぞれの中心拠点みたいなところに対して、それぞれ、場所の方が先にあって、その場所のリスクを考えて指針を作るのか、それとも全体エリアに対してリスクが先にあって、それに対応する指針を作って、それぞれの場所がどの指針に対応するのかっていう流れになるのか。

どちらもありなのかなと思いますけれども。

○事務局 各地区、リスクの程度が違いますので、それは検討していかなければならないですが、例えば浸水で考えると、当然地区によって対策が変わってくるっていうことは言えまして、その対策が仮に進んでいなそうであれば、将来的にそこを進めるという形で、防災指針で居住誘導区域に含めるということが言えますので、今ある施策といいますか、リスクだけではなくて、将来に向けてどう考えていくかによって、災害が起きそうだけれど、将来ちゃんと対策するので居住誘導区域に含めますっていうことができるのではないかと考えています。場所を特定するのもそうなんですけれども、災害のリスクを市全体で見ても考えていくことは、両方言えるのではないかと考えております。

○委員 もちろん作業のしやすさでやってしまっはいけないと思うんですけども、例えば地震であれば、地震の震災ハザードマップを使って、災害であれば、浸水想定区域図

を使ってみたいな形で防災指針を作るというのは、おそらくリーズナブルだとは思いますが、ただ、さっきおっしゃったみたいに、もちろんそれを先に作って、それぞれに対応して、その地区の、地震のリスクがこのぐらいで水害のリスクがこのぐらいで、それぞれに指針で対応するというよりは、やはり実態に即して、それがベースのリスクとしてあって、でもこれだけ整備とかコミュニティがうまく作れているから、その分リスクは低減されているというような形で、入れ子みたいになってしまうんですけど、対応してもらったほうが、より効果的であったり、エリアを決める時にも、このように判定して大丈夫ですよっていうように、そういう意味では、業界の方でと話をしていましたけれども、今年の7月とか、水害に関するリスクは必ず説明をするようにと住宅の方はなっているとと思いますが、そういう時に、浸水想定区域図だけでは大丈夫ですっていうことを言っちゃってはまずいですよということを明記されているはずで、内水とかそういうものは、河川の浸水想定区域図に入ってきませんので、立地適正化計画であったり、それに付随する防災指針であったりと、含めた形で、災害に対するところをこのエリアではこういうふうに考えられますよっていうような、売買とかそういったものに関するものでも、もちろん責任を取らなければというようになるかもしれませんが、そのところを、当然住む人に安心してもらえようという情報で提供できるものに、この部分が賄えるものがある良いとイメージで思いました。

どちらかと言うと、先ほどの質問に対しては一辺倒にそれぞれのリスクを決めて適用するということだけではなくて、そこからフィードバックを含めて、決めていくっていう形になるという予定ということではよろしいでしょうか。

○事務局 その通りでございます。

○委員 防災とか災害に対して備える、という話がたくさんありますが、BCPだったと思いますが、企業だと災害に遭ってもすぐに復旧できるように、保険掛けるとか、こうやってリカバリーしようという計画だったと思いますがけれども、この計画の中では、被災した後、どうやって街を元に戻すのか、復旧なのか復興なのか、そこまでの視野はどの程度考えなければならないのでしょうか。

○事務局 この計画では、そこまでは記載しないということで、他の防災まちづくり計画とかそういったものがありますので、立地適正化計画にそれを入れ込むと、その計画を変更する時に影響が出てしまうので、こちらはまた別途の計画で考えるというように、今のところではそう整理しています。

○委員 それがいいのか悪いのかはわかりませんが、ぱっと見の印象で、例えば道路が無いと助けに行かれないとか、インフラとかでも、篠ノ井みたいにちょっと離れたところでも、都市機能が揃っていて、会社も被災していないし、そこから助けに行こうとか、そういうことは当然あり得るのかなとか思うと、先ほどのネットワークの話なのかもしれませんし、そのエリアごとに役割分担させるのかもしれないし、土地の条件付けと言いますか、

土地利用で何かルールがあるのかわかりませんが、単純に備えるだけでどこまで対応できるのかなと思います。

○事務局 今回の計画では、やはり住んでる方の安全とか安心とか、そういったところが主力になるかなと思ってます。この計画は街の集約と言いますか、緩やかに集約されて、人口減少とか、高齢化とか、そういった中で、街の機能を維持していくための計画でありますので、安心安全で住める場所がどういうところなのか、また、今まで住めると言われたけれど、最近では激甚災害などが頻繁に起きてきましたので、そういったものに対して、安心して住める方法はこういう方向であるとか、災害があってもこうすれば命は大丈夫ですよみたいなところは、この計画で直接的な示し方はしませんけれども、こういう地域の住まい方をこうすれば街として機能するし、住んでいくことは可能だし、持続的に街を継続することで、人口減少の対応ができて、集約型の都市構造だと言えるのではないかというのがこの計画で、あまりその災害があったことを前提に災害復興までの事を計画に入れ込むことは考えてないということになります。

○部会長代理 他にご意見ご質問ございますか。ちょっと最後に私から質問したいのですが、先ほど委員の方からも質問がありましたけれど、今回マスタープランの改定は考えてないのかっていう話で、今回の立地適正化計画に防災のことを結構入れ込むということで、マスタープランというものがあって、その下に立地適正化計画があって、その下の部分だけを変えるということが、若干違和感を覚えまして、マスタープランは、先ほど事務局のお答えの中では、スパンが長いからということだったんですが、次の2026年の時に防災のことを盛り込むというイメージでよろしいのでしょうか。

○事務局 マスタープランは元々防災とか、減災とかそういった部分についても記載がございます。大枠で書いてありますので、今回の立地適正化計画では、いわゆる居住誘導区域、都市機能誘導区域に入れていく基準のようなものを示しているのですが、大枠の計画の中で、その下のアクションプランを変えるということですが、マスタープランに影響のないところで要は、居住誘導区域の範囲をどのように設定すればいいのか、都市機能誘導区域の範囲をどのように設定していけばいいのかというところの設定なので、都市の大枠としての流れは変わらないというように考えていただければ良いと思います。基本的な防災の考え方に関しては、今回のこの部分が変わったとしても、影響がないのではないかと考えています。

○部会長代理 本日委員の方々からたくさんご意見いただきました。

今後の資料作成に、うまく反映していただければと思いますのでよろしく申し上げます。

本日の議事はこれで終了とさせていただきます。

○事務局 司会進行ありがとうございました。

本日は長時間にわたりご議論ありがとうございました。

その他といたしまして、今後の検討部会の日程確認をお願いいたします。

事前にメールでご都合をお聞きしているところですが、第3回の検討部会については会場の確保などもございまして、誠に勝手ながら7月2日の金曜日、午前10時より、2時間程度、場所は今日と同じこの第1、第2委員会室を予定しております。

ご都合はいかがでしょうか。

また、第4回以降につきましては、皆様のご都合をお聞きした上で、すべての日程を決めておきたいと思っております。

先の話で恐縮ではございますが、ご都合をお伺いするメールを返信していただけますようお願いいたします。

また、本日は資料や説明も多いながらご議論いただきましたが、会議で言えなかったご意見、また次回の部会に向けてのご意見やご提案については、電話やメールでも構いませんので担当の宮下、小林、柳沢までお寄せいただければと思います。

委員の皆様にはお忙しい中ご出席いただき、ありがとうございました。

これにて、長野市都市計画審議会 第2回長野市立地適正化計画改定検討部会を閉じさせていただきます。

ありがとうございました。

長野市都市計画審議会運営要綱第6の規定により署名する。

令和 3 年 7 月 2 日

議長(職務代理者) 豊田 政史

署名委員 森本 瑛士

署名委員 相野 律子